都連青年部通信

部落解放同盟東京都連合会　青年部
2022 年 3.4 月号

雇用相談のお知らせ

※緊急の場合はいつでも対応します。労働に係る生活相談等お困りごとがありましたら気軽に相談ください！！

◆内容:
国と都の専任の担当者が仕事探しの手伝いをします。
①就職や仕事探しのサポート
②職業訓練や非正規から正規へのキャリア・アップの相談
③失業・求職時の居住や生活費などの生活相談・支援
◆費用:無料
◆問い合わせは各支部へ！

問い合せ
〒111-0024
台東区今戸 2-8-5 東京解放会館内
Mail:torennseinennbu@gmail.com
TEL　03-3874-7311
担当：岸本

―　部落の味「茶粥」　―

「茶粥」と聞くと、奈良の名物を思い起こす人が多いのではないでしょうか。確かに奈良や和歌山では名物で、必ずしも部落と結びつく食事ではないのですが、『被差別部落の風景』（西田英二、明石書店、2004年）によると、「丹波、但馬、摂津では部落の味になる」とのことです。丹波や但馬というのは、兵庫県の中東部と北部を含む地域で、摂津は兵庫県の南東部と大阪府の北部を指します。私のルーツは丹波の部落にあるため、まさに家庭で食すお粥といえば白いものではなく「茶色い」ものが普通でした。

作り方は至って簡単で、お湯を沸騰させてほうじ茶を煮だして、その 10 分の 1 くらいの量の生米を入れてそのあとは弱火でコトコトと煮込みます。いつも目で見てたまに味見をするので正確な時間はわかりませんが、30分もかからないくらいで完成します。生米のほうがおいしいですが、ひやご飯が残っている場合は、煮だしたほうじ茶にひやご飯をいれてさっと煮たてれば完成です。完成したお粥は、塩辛い昔ながらの梅干しや、塩こぶ、お漬物と食べるとおいしいです。

ちなみに、ここでは「茶粥」と称しましたが、実際の生活の場では、周りの親戚も含めみなさん「おかいさん」と呼んでいました。「さん」がつくのは、おそらく昔は貧しい生活の中で貴重な食べ物として大切にされていたからだと思います。お米だけで炊くようになったのも最近のことで、祖母が言うには昔はさつまいもやそのほかの雑穀が入っていることも多かったようです。

「おかいさん」にまつわるほかのエピソードとしては、父は子供のころ「こんなもん食べてること外で言ったらあかんで」と言われていたようで、おそらくそれは出自を隠すためでしょう。ですが、その割には、祖父も祖母もほぼ毎日「おかいさん」を食べていました。表向きには隠したい気持ちもありながら、やはりおいしいし誇らしい気持ちがあったのではと想い起しますが、二人ともすでに往生しているので今では訊くすべもありません。

みなさんもぜひ試してみてください、胃腸が弱っているときの朝食にぴったりです。

３月２７日（日）に、東京部落解放研究所、部落解放同盟東京都連主催の、『解放セミナー』が開催されました。二人の講師から「差別禁止法制定に向けた課題」「東京の水平社運動史」それぞれお話を聞き、青年部なりにまとめてみました。

「差別禁止法制定に向けた課題」　前田朗さん（朝鮮大学法律学科講師）

―　差別現象の多様化　―

●新たな外国人居住者・移住者・移民　→　被差別の対象が増えた
●**インターネットを利用した差別**　→　差別書き込みや差別情報
　また、それらに触発されヘイトスピーチ、放火や襲撃などの犯罪
●「全国部落調査」復刻版出版事件（2021 年 9 月 27 日地裁判決）
　→　部落差別の実態を踏まえているとは言えない中途半端な判決
●**議員（公務員）による差別言動や国・行政による差別政策**　etc・・・

―　差別の構造　―

●**精神的被害　／　身体的被害　／　集団的被害　／　財産的被害**
●**差別は加害側の、そして社会の問題**
●無関心派の問題　→　自分は差別しない、されない、考える必要がない
　みなが考えなくてはいけないうえで、それをどう解決するかはとても難しい
　→　**声を上げ続ける**
●**エリート・レイシズム**（人種主義）という言葉
　社会の意識をリードしていくのは一定のエリート　例：政治家
　マイノリティが見えていない、その人たちが情報を発信したり教科書を作ったりする
　→　**無意識のレイシズム**　悪意のあるなしは関係なく　→　**社会構造のあり方が問われる**
●**中立性や客観性の落とし穴**
　差別を前提にすると、差別に加担することになる。**そもそも差別問題で中立とは？**
●**「ふつう」**というレイシズムとその不認識
　マジョリティは自分が何者か説明する必要が無い
　→「普通」ではない人は自分が何者なのかを問う
●**ヘイトクライム（差別犯罪）**は、**被害者を人として認めない・あいつらを追い出してやろうと社会に発信する二重のメッセージ**

―　差別をなくすために　―

差別（人種民族、先住民族、性別、性的アイデンティティー、障害、世系・部落・・・）
●**人種差別撤廃条約を締結した国自身が提起し続け解決しなければならない**
　差別撤廃の法律、企業の義務、被害者救済、教育啓発など
　→　私たちは国に実施を求めなければいけない
●憲法１３条、１４条から見れば、２１条の表現の自由は「マイノリティの表現の自由」
　→　**マイノリティを害すのであれば、表現の自由ではない**
●国内人権機関の設置が急務　多くの国が設置／国際人権規約に基づいた個人からの通知制度
●**レイシズムを放置すれば民主主義は成り立たない**　→　差別を処罰しないと守れない

⇒差別禁止法

差別の捉え方や、差別をなくすために何をするべきか、何が必要かということを国際的動向なども交えお話を聞くことができました。何が問題なのか、どこに問題が潜んでいるのか意識しなければ気づけないということを改めて感じました。青年部でも学習を深めたいと思います！

「東京の水平社運動史について」　大串夏身さん（昭和女子大学名誉教授）

―　大正デモクラシーと解放への胎動　―

大正デモクラシー（ 政治・社会・文化の各分野において民主主義的な運動）が起こり、1918 年の米騒動や労働運動の結成があり被差別部落民も立ち上がる。

1921 年に発表された雑誌「解放」に掲載された佐野学の「特殊部落解放論」が部落差別の理論的な裏付けとなった

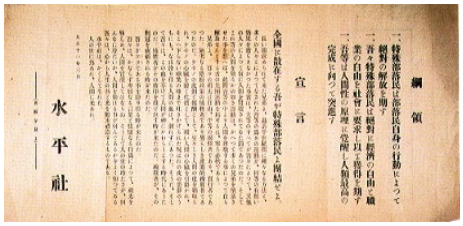
綱領

宣言

水平社

―　全国水平社創立　―

●1922 年 3 月 3 日　全国水平社創立大会、京都、岡崎公会堂で開催

→東京から平野小剣がかけつけ、水平社宣言などを添削している

―　東京水平社創立　―

1922 年 3 月 20 日、平野小剣の自宅に有志が集まり、東京水平社創立相談会が開催され、東京水平社が組織された。差別糾弾闘争は、1923 年 2 月、北多摩郡内、西多摩郡内で大衆的な差別糾弾闘争などがあるが、新聞、雑誌などメディア関係が多がった。組織的な拡大・充実の動きもあり、東京の水平新聞の配布部数は 340 部（1924 年）あった。この時期から、浅草を中心に東京の水平社運動が起こり、多摩地区であった差別球団闘争をきっかけに三多摩水平社連合会結成された。

―　「行動に理論に創造の水平運動」（雑誌『改造』1927 年に掲載された深川武の論文）　―

経済生活闘争と教育運動を進め、労働者、農民の運動と連携して、無産者運動をも統一する運動に邁進することが挙げられ、その後の東京水平社の運動理論となった。

―　東京水平社の活発な活動　―

●東京水平社靴生産部創設と事業拡大

●浅草消費組合の運動と法律相談所の開設

●町会改革運動、借家人の運動、物価値下げ運動など展開

●教育活動ーー東京水平社支部プロレタリヤ学校、開催、運営

●無産者運動の統一に尽力

●1930 年荒川、墨田の製革工業組合は協力して、政府に陳情書を提出、移転の行政指導の中止と差別撤廃要求

●1932 年、東京府、東京府社会事業協会内に融和部組織。東京には、地区、差別はないという認識を改め、融和事業に取り組み始める

●白山・八幡神社合祀に関する差別事件。白山・八幡神社合祀差別問題は、全国、また東京の各地で発生した神社合祀差別問題のひとつである。1932 年発生。

東京水平社は差別者に対して整然とした糾弾、説得を行い、1937 年 2 月末に合祀を認めさせた。

●内務省の調査によれば、1938 年、東京水平社は支部数、同人を、1938 年 3 支部 200 人、1939 年 5 支部 328 人、1940 年 6 支部 397 人と増やしている。

―　戦争における全国水平社・東京水平社への影響　―

政府は、1941 年 12 月、国内治安維持のために「言論、出版、集会、結社等取締法」を施行し、政治思想団体の設立、存続を許可制にし、全国水平社は同法によって「思想結社」と認定された。全国水平社は、存続のための手続きをあえて行わなかったため、42 年 1 月、自然消滅した。東京水平社も、全国水平社と同じ道を選択した。戦争拡大に対する、せめてもの抵抗であったという。

―　全国水平社・東京水平社の成果　―

●「部落差別」「差別」「人権」とは何かということを理論的に解明した。

●1976 年の帝国憲法改正委員会で「差別を受けない権利」について言及、当時の法務大臣は部落民を侮辱するような言動は侮辱罪として犯罪として肯定し、将来、部落民に対する平等の取り扱い、差別のない日本の動向としては将来十二分の処置をとりたいと答弁した。

●部落と部落差別の存在を明らかにし部落民と仕事を守って差別との闘いを展開した。これによって部落を認めさせ政策の必要性をひろめた。

狭山事件の再審を求める東京集会

狭山事件の再審を求める東京集会が２月 28 日、台東区民会館において開催され、オンライン含め１５０人が参加しました。

はじめに、主催者挨拶を中條貴仁さん（狭山東京実行委員会議長）が行ない、集会基調案の提案が桐田達也さん（狭山東京実行委員会事務局長）から行なわれました。

続いて、片岡明幸さん（部落解放同盟中央副委員長）が「第３次再審闘争勝利に向けて」と題して、裁判闘争の現状と課題について講演を行ないました。

片岡さんは、新証拠の中でも最も重要である①上申書（筆跡）②手ぬぐい③取り調べ録音テープ④万年筆インクについて説明された。そして、第３次再審闘争は大詰めを迎えており、弁護団は年内に鑑定人尋問請求を文面で行う予定であり、大変重要な時期にあると話されました。講演を受けて、新証拠の鑑定人尋問実現に向けて全力で闘っていくことが参加者全体で確認されました。

次にビデオメッセージで石川一雄さんから「今年こそ、第３次再審で勝利しなければなりません。精一杯頑張ってまいります」と第３次再審にすべてをかけて闘う決意が述べられました。

続いて、コロナ禍にあっても創意工夫しながら取り組みを展開している３団体から活動報告とアピールが行なわれ、狭山青年共闘会議からも活動報告とアピールを行ないました。

狭山青年共闘会議の須永祥平さん（東京清掃労組青年部）からは、毎年５月、10 月の狭山市民集会の前に上野駅周辺で情宣活動、創意工夫したスタンディング行動など取り組み、毎回 30 人前後の青年が参加していると報告。都連女性部の北川京子さんからは、コロナ禍にあっても狭山の歩みを止めないとの強い思いで高裁前行動・スタンディングなどを取り組んできたと報告。清掃・人権交流会の岡崎広さんは会の結成以来、毎年狭山現地調査を途切れることなく続け、昨年 25 回目の現地調査を取り組んだことを報告しました。

集会のまとめで藤本忠義都連委員長は「狭山東京実行委員会は４０００枚の要請はがきを用意し、年間を通じて要請はがき運動を展開していきます。事実調べ―鑑定人尋問を実現するために全力で闘っていきましょう」と訴えました。